平成24年9月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係(4件)

(1) 亀山市防災会議条例の一部改正について

「災害対策基本法の一部を改正する法律」(平成24年6月27日公布・施行)により、都道府県及び市町村の防災会議の所掌事務の見直し等が行われたため、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

- (ア) 亀山市防災会議の所掌事務に次の事務を追加します。
 - (a)市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関す る重要事項を審議すること。
- (b)(a)の重要事項に関し、市長に意見を述べること。 また、所掌事務のうち「災害時における情報の収集」 は、災害対策基本法において災害対策本部の所掌事務 とされたため、これを削ります。

(イ)都道府県防災会議に準じ、亀山市防災会議の委員に、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者」を追加するとともに、地域防災計画の実施を推進するに当たり、より多様な主体の意見を反映するため、「市長が防災上特に必要と認め委嘱する者」を追加します。なお、施行日は公布の日とします。

(2) 亀山市災害対策本部条例の一部改正について

「災害対策基本法の一部を改正する法律」(平成24年6月27日公布・施行)により、市町村災害対策本部の規定が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、市町村災害対策本部について、新たに災害対策基本法第23条の2として、都道府県災害対策本部の規定と別に規定されたため、引用している条項の整理を行います。

なお、施行日は公布の日とします。

(3) 亀山市暴力団排除条例の一部改正について

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年8月1日公布)が公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、都道府県暴力追放運動推進センターを規定するため本条例で引用している「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第32条の2が第32条の3に繰り下げられることに伴い、条項の整理を行います。

なお、施行日は「暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律の一部を改正する法律」附則第1条本文に 規定する政令で定める日とします。

(4) 亀山市火災予防条例の一部改正について

近年の電気自動車の普及に伴い、電気自動車用の急速 充電設備の設置が進められていること等から、「対象火 気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の 取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」 の一部改正(平成24年3月27日公布・12月1日施 行)が行われ、対象火気設備等の対象に電気自動車の急 速充電設備が追加されました。このことに伴い、本条例 について所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

- (ア)急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理 に関する基準を定めることに伴い、急速充電設備を 変電設備から除外します。
- (イ)急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理 に関する基準を定めます。
- (ウ)新たに条を加えることに伴う条項の整備を行いま す。

なお、施行日は平成24年12月1日とし、施行の際 現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設 備については、適用しないこととします。

- 2 補正予算関係(5件)
- (1) 平成24年度亀山市一般会計補正予算(第2号) について
- (2) 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- (3) 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)について
- (4) 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予 算(第1号) について
- (5) 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算(第1号) について

以上、各会計の補正予算について、地方自治法第96条 第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。 なお、各会計の補正予算の概要は、別紙資料のとおりで す。

- 3 決算関係(9件)
 - (1) 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - (2) 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (3) 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
 - (4) 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
 - (5) 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

以上、各会計の決算について地方自治法第233条 第3項の規定により議会の認定を求めるものです。

- (6) 平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び 決算の認定について
- (7) 平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処 分及び決算の認定について

以上、各会計の剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求め、決算について同法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものです。

- (8) 平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- (9) 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

以上、各会計の決算について地方公営企業法第30条 第4項の規定により議会の認定を求めるものです。

4 その他 (2件)

(1) 工事請負契約の締結について

ごみ溶融処理施設長寿命化事業に伴う亀山市総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事について、平成24年8月10日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の方法 随意契約

契約の金額 1,308,300,000円

契約の相手方 福岡県北九州市戸畑区大字中原46番

地59

日鉄環境プラントソリューションズ株

式会社

代表取締役社長 俵洋一

(2) 財産の取得について

亀山消防署に配備している消防ポンプ自動車を更新し、

シ ー ディー

消防力の充実・強化を図るため、消防ポンプ自動車CD - 「型の取得について、平成24年8月10日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得の方法 指名競争入札

取得価格 30,513,880円

契約の相手方 四日市市朝日町1番4号

サン・インターナショナル株式会社

代表取締役 山手幹郎

5 報告関係(9件)

(1) 決算に関する附属書類の提出について

決算の認定に関連して、次の関係書類を提出するもので す。

- ア 主要施策の成果報告書
- イ 歳入歳出決算事項別明細書
- ウ 実質収支に関する調書
- エ 財産に関する調書
- オ 基金運用状況調書及び審査意見書

(2) 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条 第1項の規定により、健全化判断比率として実質赤字比率、 連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報 告するものです。

- (3) 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- (4) 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告につ

いて

- (5) 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
- (6) 亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告につい て
- (7) 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
- (8) 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告 について

以上、各会計の資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものです。

(9) 専決処分の報告について

市内能褒野町地内において発生した市道管理瑕疵による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、7 月9日に地方自治法第180条第1項の規定により専決 処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

6 提出予定議案

(1) 人事案件(1件)

人権擁護委員の候補者の推薦同意について

平成24年9月亀山市議会定例会議会運営委員会資料

◆歳入歳出予算

(単位:千円)

	会 計				-	補	正	前	補	正	額	補	正	後	
_	般		会		計	(第2号)	21,192,520		494,487		21,687,007				
国事	民業	健 特	康別	保会	険計	(第1号)		4,40	2,500			849		4,40	3,349
農事	業業	集 特	落 別	排 会	水計	(第1号)		1,04	3,700	Δ	25	5,000		78	8,700
公事	共 業	「特	F 別	水 会	道計	(第1号)		1,56	5,800		Δ 6	0,695		1,50	5,105
水	道	事	業	会	計	(第1号)		1,77	0,800			500		1,77	1,300

◆ 主な補正内容

〇 一般会計(第2号)

(千円)

[歳入]

市税	市民税・法人税割	△275,000
	固定資産税・償却資産	55,000
国庫支出金	社会資本整備総合交付金	8,814
県支出金	認可外保育施設運営支援事業費補助金	948
	新規就農者総合支援事業費補助金	750
市債	野村布気線整備事業債	312,300
繰越金	前年度繰越金	362,606
[歳出]		
総務費	市税還付金	85,000
	木造住宅補強事業	59,756
民生費	民間保育所補助費	2,699
農林水産業費	地域農業支援事業	750
	農業集落排水事業繰出金	7,153
土木費	市単橋梁整備事業	7,000
	野村布気線整備事業	329,201
教育費	学校支援地域推進事業	486
国足牌电程险重要的	 보메스타 / 볏 1 모	

○ 国民健康保険事業特別会計(第1号)

徴収経費 849

〇 農業集落排水事業特別会計(第1号)

昼生地区整備事業 △262,500

〇 公共下水道事業特別会計(第1号)

施設整備事業 △63,000

〇 水道事業会計(第1号)

舗装復旧工事負担金 500

〇 債務負担行為

△ <u>₹</u>	事項	#0 88	限	支 額	武 佐	
会 計	事項	期間	補正前	補正後	所 管	
անու∆-≟⊥	市単橋梁整備事業	H25	0	15,000	まちづくり整備室	
一般会計	野村布気線整備事業	H25	158,000	368,000		